

津市敬老祝金贈呈要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 110 号

改正 平成 24 年 3 月 31 日訓第 15 号

平成 30 年 3 月 30 日訓第 32 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者に対し敬老の意を表し、敬老祝金（以下「祝金」という。）を贈呈し、その長寿を祝うことにより、老人福祉の向上を図ることを目的とする。

(贈呈対象者)

第 2 条 祝金の贈呈を受けることができる者は、毎年 9 月 1 日（以下「基準日」という。）現在で、本市の区域内に 1 年以上居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、基準日の属する年度の初日から末日までの間に満 80 歳、満 90 歳及び満 100 歳に達する者とする。

(贈呈金等)

第 3 条 祝金は、別表に掲げるとおりとし、毎年 9 月に贈呈する。ただし、現金に換えて商品券で支給することができる。

(返還)

第 4 条 市長は、偽りその他不正の手段により祝金の贈呈を受けた者に対し、既に贈呈した祝金を返還させることができる。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による居住期間の計算については、贈呈対象者の平成 18 年 1 月 1 日の前日における合併前の津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町又は美杉村の区域に引き続いて居住していた期間を通算するものとする。

- 3 この訓の規定にかかわらず、この訓の施行の日から平成18年3月31日までの間は、合併前の津市敬老祝金支給要綱（平成12年8月15日施行）、芸濃町敬老年金支給に関する条例（昭和52年芸濃町条例第9号）又は美里村高齢者年金条例（平成12年美里村条例第34号）の例による。

附 則（平成24年3月31日訓第15号）

この訓中題名、第1条、第2条（「祝金等」を「祝金」に改める部分に限る。）第3条、第4条及び別表の改正規定は平成24年4月1日から、その他の改正規定は同年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓第32号）

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度における敬老祝金の贈呈を受けることができる者は、この訓による改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年9月1日現在で、本市の区域内に1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間の範囲内に生まれた者とする。

年齢の区分	期 間
満80歳	昭和12年9月17日から昭和14年4月1日まで
満90歳	昭和2年9月17日から昭和4年4月1日まで
満100歳	大正6年9月17日から大正8年4月1日まで

別表（第3条関係）

年 齢 の 区 分	贈 呈 す る 祝 金
満 8 0 歳	3, 0 0 0 円
満 9 0 歳	1 0, 0 0 0 円
満 1 0 0 歳	5 0, 0 0 0 円